

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用

(平成20年3月17日建管-2460)

第3条関係

公告に当たっては、別に定める公告文例を参考とし、次の事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項（予定価格を含む。）
- (2) 入札参加資格
- (3) 入札参加資格確認申請書、入札書等の提出
- (4) 設計図書等に関する閲覧、質問及び回答
- (5) 入札保証金及び契約保証金
- (6) 落札者の決定方法
- (7) その他必要な事項
- (8) 問い合わせ先

第4条関係

入札参加資格として定めるべき第2項各号に掲げる要件は、別途定める要件標準に基づくものとする。

第7条関係

- 1 確認申請書等の受付締切時刻の設定に当たっては、公告の日から十分な期間を確保するとともに、当該時刻から入札書受付開始時刻までの間に、電子入札システム上で「資格確認通知一括発行処理」を行う必要があることから、当該事務処理が円滑に行えるような日程となるよう留意すること。
- 2 同種又は類似業務の実績（様式第2号）並びに配置予定技術者の資格及び経歴等（様式第3号）の提出を求めるのは、それぞれ同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格及び経歴等を入札参加資格としている場合とする。
- 3 企業又は技術者の業務実績（様式第2号及び様式第3号関係）を証する書面として、当該業務の完了年月日が確認できる資料（検査結果通知書など）の写し及び金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で入札参加資格に求める同種業務等であることが確認できる資料の写しを提出させること。ただし、当該業務がTECRIS（一般社団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報システム）に登録され、その内容が確認できる場合は、提出様式にTECRIS登録番号を記載することにより資料の提出に代えることができる。
- 4 技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面として、健康保険被保険者証の写し（資格取得年月日と事業所名の記載があるものに限る。）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを提出させること。
- 5 会社に所属する測量士及び測量士補（様式第3号の2関係）の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面として、4に掲げる書面のほか、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し（社会保険適用除外事業所等の場合は、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し）を提出させること。提出できない場合は、給与台帳（源泉徴収簿）及び3ヶ月分の出勤簿など、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料の提出に代えることができる。
- 6 準県内の常勤技術者（様式第3号の3関係）の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面として、4に掲げる書面のほか、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し（社会保険適用除外事業所等の場合は、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し）及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票の写し（入札参加資格申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）を提出させること。いずれの書面も提出できない場合は、給与台帳（源泉徴収簿）及び3ヶ月分の出勤簿など、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料の提出に代えることができる。

- 7 会社の所属技術者（測量士及び測量士補）名簿（様式第3号の2）に添付する「資格を証する書面の写し」及び「直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」は「測量士（又は測量士補）名簿記載事項証明書（国土地理院発行）の写し」（入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）に代えることができる。
- 8 技術者保有数を要件とする測量業務において、確認申請書等の提出から落札決定までの間に技術者数の変動があった場合は、減員が生じた場合に限り入札参加資格の適否の対象とするものとする。

第10条関係

- 1 入札書の提出期間は原則として3日間とする。また、期間の設定に当たっては、公告の日から入札書の提出期間の末日までの間において、十分な見積期間が確保されるような日程とするものとする。
- 2 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を打ち切らずに執行することとするが、この場合にあっては、あらかじめ公告においてその旨を明らかにするものとする。

第12条関係

- 1 入札参加資格における各要件を満たしているか否かについては、別に定めのあるもの及び次に定めるものを除いて、開札の日を基準として判断するものとする。
 - （1）電子入札運用基準に基づく利用者登録については、公告の日を基準とする。
 - （2）配置予定技術者については、契約締結の予定日（落札決定予定日の5日後）を基準として、当該期日から当該技術者を配置できるか否かにより判断する。
 - （3）測量業務における技術者保有数については確認申請書等の提出の日を基準とする。
- 2 1の基準の日以降に入札参加資格における要件を満たさなくなったことが明らかになったときは、当該要件を満たしていなかったものとみなすものとする。
- 3 県内業者について建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録の状況を確認するに当たっては、秋田県公共事業執行管理システムの業者管理システム等を活用するものとする。また、県外業者の入札参加資格について、提出された書類等によっては十分な確認ができない場合は、建設政策課に照会する等により対応するものとする。
- 4 同種又は類似業務の実績及び配置予定技術者の資格・業務経歴の確認に当たっては、提出された確認資料の不備・不足により当該資料だけでは資格の有無が判断できない場合にあっては、追加資料の提出を求める等により実質的に資格を有するか否かを確認するものとする（資料の不備等をもって直ちに資格なしとする扱いはしないこと）。この場合、当該落札候補者に対しては、厳重注意の上、次回以降も不備・不足等があったときは指名停止等のペナルティがあり得ることを教示し、注意を喚起するものとする。

また、確認申請書等に記載された配置予定技術者が資格・業務経歴を満たさないものであった場合は、配置予定技術者の変更は認めないものとする（要件を満たしている技術者が病気、退職等やむを得ない事情によって配置できないものと認められる場合に限り、要件を満たす他の技術者との変更を認める）。

- 5 配置予定技術者の手持ち業務量を入札参加資格とする場合であって、確認申請書等に記載された技術者が他の県発注業務においても配置予定技術者とされている場合にあっては、当該業務の発注機関に入札執行状況を確認する等により、手持ち業務量の制限に抵触して落札決定することのないよう留意するものとする。この場合において、複数の業務について落札候補者となり、かつ確認資料において入札参加資格を有することが確認されたときは、開札時刻の早い入札の順に落札者とするこことし、関係発注機関との調整を図るものとする。
- 6 秋田県税及び社会保険料に滞納がないことについては、第14条第1項の規定に基づき落札決定後に落札者から提出される秋田県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を受理することをもって確認に代えるものとする。
- 7 共同企業体に発注する業務にあっては、落札候補者の構成員が他の共同企業体の構成員となってい

ないことについて、すべての入札参加資格確認申請者の共同企業体申請書等により、重複がないことを確認するものとする。

- 8 低入札価格調査制度を適用する業務において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札参加資格の確認を行った上で、低入札価格調査を行うものとする。ただし、上記業務のうち失格判断基準を適用する業務にあっては、次の手順により低入札価格調査を行うものとする。
- (1) 開札時において、入札価格が低い10者について入札参加資格における基礎的要件（名簿搭載、営業所の所在地、指名停止及び指名差し控えに関する要件をいう。以下同じ。）を満たしているか否かを確認する。なお、基礎的要件を満たす者が10者未満となる場合にあっては、入札価格が低い順に確認対象を拡大し、当該要件を満たす者が10者に達するまで確認を行うものとする。
 - (2) 落札候補者が基礎的要件を満たしている場合は、(1)で確認された基礎的要件を満たす者の入札価格等に基づき、低入札価格調査（失格判断基準調査）を行う。
 - (3) 落札候補者が失格判断基準により失格と判断されなかったときは、当該候補者について入札参加資格におけるすべての要件を満たしているか否かを確認し、入札参加資格を有することが確認された後、別に定めるところにより低入札価格調査を行う。
- 9 事務手続の効率化を図るため、落札候補者の資格確認作業段階において当該候補者が入札参加資格を有しないことが見込まれる場合は、必要に応じ、次順位者の入札参加資格の確認作業を併せて行い、両者の入札参加資格について1回の入札審査会でまとめて審議することができるものとする。ただし、入札参加資格を有するものとされた次順位者への落札決定通知は、落札候補者が入札参加資格を有しないことが確定してからでなければ行うことができない。

第13条関係

落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通知書については、ファクシミリにより速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリが受理されたことを確認するものとする。

第14条関係

- 1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書を提出させることにより確認するものとする。
- 2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書又は保険料納入確認書（別記様式）を提出させることにより確認するものとする。
- 3 前2項の証明書及び確認書の発行日は、入札公告の日以降のものでなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者が、県が発注した他の業務において、第2項の規定により証明書又は確認書を提出している場合又は県が発注した工事において秋田県条件付き一般競争入札試行要綱の運用について（平成19年3月29日建管－2422）第14条関係第2項の規定により証明書又は確認書を提出している場合は、当該証明書又は確認書の発行日が入札公告の日又は落札決定の日の属する月内に限り、当該証明書又は確認書の写しを提出させることにより確認できるものとする。

附 則

この運用は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日建管－1631 一部改正）

この運用は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月30日建管－313 一部改正）

この運用は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年5月22日建管－534 一部改正）

この運用は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 30 日建管－1715 一部改正）

この運用は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日建管－2659 一部改正）

この運用は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日建管－2349 一部改正）

この運用は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 12 日技管－909 一部改正）

- 1 この運用は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務に適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日技管－765 一部改正）

- 1 この運用は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務に適用する。

附 則（令和 2 年 9 月 17 日技管－325 一部改正）

この運用は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 14 日技管－1341 一部改正）

- 1 この運用は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う業務に適用する。

(別記様式)

令和 年 月 日申請

社会保険料納入確認（申請）書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地 (船舶所有者住所)	〒
事業所名称	
事業主氏名(船舶所有者住所)	印
電話番号	() - () - ()

2. 申請事由

--

3. 確認書の請求枚数

枚

4. 猶予期間の証明

☐ 納入証明書(各月)の発行と併せて猶予期間の証明(納入確認書の発行)を希望する。

※現在、納付の猶予を受けており、地方公共団体が執行する入札に参加するなど、社会保険料の納付状況についてその納付を証する書類が必要な場合は、チェックしてください。

5. 確認事由

項目	対象期間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 (延滞金を含む)	平成・令和 年 月分から平成・令和 年 月分まで	有・無

※対象期間は、申請日を含む月の前々月までの直近2年間を対象とする。

管掌区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 2. 組管掌健康保険
------	--------------------------------

上記のとおり相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

日本年金機構

年金事務所長 印

委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、 印
下記の者に委任します。

受任者氏名
受任者住所
委任者との関係

(参考)

社会保険料納入証明書

1. 申請者

事業所整理記号		事業所番号	
事業所所在地			
事業所名称			
事業主氏名			
適用年月日			

2. 証明内容

項 目	対 象 期 間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て 拠出金	令和 年 月分から令和 年 月分まで	

管掌区分	
------	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

歳入徴収官

(参考)

建設コンサルタント業務等の条件付き一般競争入札実施フロー

